

豊田通商グループ サプライチェーン・サステナビリティ行動指針

【1】サプライチェーン・サステナビリティ行動指針

1. 人権の尊重

「豊田通商グループ 人権方針」を理解、支持し、実行に努める。

従業員の人権を尊重し、虐待、体罰、ハラスメント等の非人道的な扱いを行わない。

2. 強制労働・児童労働・不当な低賃金労働の防止

いかなる形態の現代奴隷も認めず、強制的な労働を禁止し、すべての労働は自発的であり、従業員が自由に離職できる権利を保証する。

子どもから教育機会を奪い、その発達を阻害するような早い年齢から仕事をさせる児童労働を認めない。

就労可能年齢は、15 歳、各国該当法令等による就労最低年齢または義務教育終了年齢いずれか最高のものとする。

18 歳未満の従業員を危険有害業務に使用しない。

従業員の労働時間（超過勤務を含む）・休日・休暇を適切に管理し、過度な長時間勤務の削減に努める。また、不当な賃金減額を行わず、各国労働法令を遵守した最低賃金を上回る賃金の支払いを行う。

職業訓練や見習については、各国該当法令等が認めている範囲のみで就労可能とする。

3. 差別の撤廃

あらゆる雇用の場面において、性別、年齢、国籍、人種、皮膚の色、民族、宗教、性的指向、障がい、政治的見解等を理由とした差別を行わない。

4. 結社の自由の尊重

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の該当法令等に基づいて認める。

従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、オープンで直接コミュニケーションできる権利を保証する。

5. 労働環境の整備

従業員の安全と健康の確保を最優先とし、安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供に努める。

6. 公正な取引および腐敗防止の徹底

関係法令および国際的なルールを遵守し、公正な取引および腐敗防止を徹底する。

7. 品質・安全性の確保

商品やサービスの品質・安全性を確保する。

8.地球環境への配慮

「豊田通商グループ 環境方針」を理解、支持し、実行に努める。

環境マネジメントシステムの構築により環境保全活動を実施し、見直し、創造性を発揮することにより継続的改善を目指す。

温室効果ガスの排出量削減を推進し、カーボンニュートラルを実現することで、気候変動へ最大限配慮する。

省資源、省エネルギーを行い、利用効率を高める。

水の有効活用と水ストレス地域での水使用量を削減する。

環境汚染の予防・軽減に取り組む。

各国・地域の法令を遵守し、廃棄物の適正処理、有効利用、資源保護を積極的に推進し、循環型経済社会の実現に寄与するとともに、廃棄物削減に取り組む。

生物の多様性が企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、人と自然が共生する 持続可能な社会の実現に取り組む。

森林保全に配慮し、森林資源の持続的可能な形での利用を目指す。

9.地域コミュニティへの貢献

地域社会の権利と生活を守るとともに、地域コミュニティの一員として地域に貢献する。

10.情報開示

上記に関する情報の適時・適切な開示を行う。

【2】モニタリング

本指針の遵守状況を把握するため、サプライヤーとのコミュニケーションを深め、サプライヤーに対する定期的な調査を実施させていただきます。また活動地域や事業内容から、必要と判断される場合には、サプライヤーを訪問し活動状況の確認を行わせていただきます。

【3】遵守違反への対応

本指針に反する問題が発生した場合は、迅速にご報告いただくとともに、改善に取り組んで頂くようお願い致します。万一、適切な改善の取り組みがなされない場合には、取引見直しを検討させていただきます。